



●編集・発行／米子市・淀江町合併協議会

第2回米子市・淀江町合併協議会で 新市の合併方式は、『新設合併』に決定

第2回合併協議会の次第

[報告事項]

- 報告第9号 第1回合併協議会以降の経過について
- 報告第10号 合併協議に係る住民意向の把握と住民参画について

[協議事項]

- 議案第6号 合併協定項目について
- 議案第7号 合併協定項目の協議方針について
- 議案第8号 新市建設計画の策定方針について
- 議案第9号 合併の方式について

[提案事項]

- 提案第5号 米子市・淀江町合併協議会小委員会規程について
- 提案第6号 新市名称候補選定小委員会の設置について
- 提案第7号 新市建設計画策定小委員会の設置について
- 提案第8号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- 提案第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて



第2回協議会の風景



会場となった淀江町文化センター

平成15年7月25日(金)午後2時から、淀江町文化センター(さなめホール)において、73名が傍聴する中、第2回米子市・淀江町合併協議会が開催されました。

協議会の中では、報告事項として、合併に寄せる住民の意向を新しいまちづくりに反映させるため、アンケート調査の実施やまちづくりワークショップ開催などが報告されました。

協議事項として、前回提案されていた合併協定項目、合併協定項目の協議方針、新市建設計画の策定方針、合併の方式について協議が行われ、全て原案どおり確認されました。

また、今回提案された、米子市・淀江町合併協議会小委員会規程、新市名称候補選定小委員会の設置、新市建設計画策定小委員会の設置、特別職の職員の身分の取扱い及び一般職の職員の身分の取扱いについては、次回協議会で協議されることとなりました。

第2回米子市・淀江町合併協議会の概要

【報告事項】

報告事項として次の2件が報告されました。

報告第9号 第1回合併協議会以降の経過について

合同専門部会の開催、ホームページの開設、協議会だより（創刊号）の発刊、まちづくりアンケート調査票の配布等について報告されました。

報告第10号 合併協議に係る住民意向の把握と住民参画について

合併後のまちづくりの方向性や新市の将来像、重点施策について住民の意向を把握するため「新しいまちづくりのためのアンケート調査」を実施すること、また、まちづくりに関する住民からの意見や要望、アイデア等をテーマに沿って自由に出し合い討議する「まちづくりワークショップ」を開催することが報告されました。

【協議事項】

前回提案された4件の事項について、いずれも原案どおり確認されました。

議案第6号 合併協定項目について

今後の合併協議会で協議していく主要な協議事項26項目が確認されました。

協定項目	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	特別職の職員の身分の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	地域審議会を設置
11	事務組織及び機構の取扱い
12	一部事務組合等の取扱い
13	公共的団体等の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	地方税の取扱い
16	使用料・手数料の取扱い
17	補助金・交付金の取扱い
18	町名・字名等の取扱い
19	慣行の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	財産区の取扱い
24	新市建設計画
25	各種事務事業の取扱い
26	その他合併に関すること

議案第7号 合併協定項目の協議方針について

合併協定項目の協議方針としての基本的な考え方、協議・調整の原則、協定項目等の調整の基本的区分が確認されました。

議案第8号 新市建設計画の策定方針について

新市建設計画は、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図っていくために策定する方針が確認されました。

議案第9号 合併の方式について

「米子市及び西伯郡淀江町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする」ことが確認されました。

項目	新設合併
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	新たに法人格が発生する。
市町村の名称	新たに名称を制定する。
事務所の位置	新たに事務所の位置を制定する。
市町村の長	合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数により設置選挙を行う。（ただし、定数・任期に特例あり）
条例・規則	合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する）

【提案事項】

今回提案された5件については、次回の会議で協議事項として審議されます。

提案第5号 米子市・淀江町合併協議会小委員会規程について

今後、合併協議会から付託を受けた事務の一部について調査又は審議を行う小委員会の規程が提案されました。

○小委員会の委員は協議会の会長、副会長、及び委員のうちから会長が指名した者10人以内をもって組織する。

○小委員会に委員長、副委員長を置く。

○小委員会の会議は委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。また、委員長は会議の議長となり、議事は出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

提案第6号 新市名称候補選定小委員会の設置について

新市の名称の候補選定にあたり、「新市名称候補選定小委員会」を設置することが提案されました。

- 所掌事務は新市名称候補の選定方法と選定基準について調査又は審議を行う。
- 委員の内訳は、米子市委員4人、淀江町委員4人、共通委員1人の計9人で構成する。

提案第7号 新市建設計画策定小委員会の設置について

新市建設計画の策定にあたり、「新市建設計画策定小委員会」を設置することが提案されました。

- 所掌事務は、新市の建設の基本的方針（将来構想）、新市の建設の根幹となるべき事業（新市又は県実施）、公共的施設の統合整備、新市の財政計画について調査又は審議を行う。
- 委員の内訳は、米子市委員4人、淀江町委員4人、共通委員1人の計9人で構成する。

提案第8号 特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬について、各法令の定めるところに従い、次のとおり調整することが提案されました。

- 1 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、水道事業管理者を置く。任期は、各法令の定めるところによるものとし、報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。
- 2 市議会議員、農業委員会の委員、消防団員の身分、報酬等については、別途協議する。
- 3 行政委員会の委員の設置及び委員の数、任期等は各法令の定めるところによるものとし、報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。
- 4 その他条例で定める審議会、委員会等の特別職の職員については、新市において引続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。人数、任期、報酬については、現行の制度をもとに調整する。

説明

新設合併により両市町の長、助役、収入役、教育長、各種審議会委員等の特別職は失職します。新市の首長は新市の設置の日から50日以内に選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命する必要があります。また、新市の首長が選挙されるまでの間、両市町の長であった者のうちからその協議により市長職務執行者を定め、職務を執行することになります。

特別職の職員の現況

*協議会資料より抜粋

米子市の現況		
職名	任期	報酬
市長	自：平 15. 4. 30 至：平 19. 4. 29	月 1,080,000 円
助役	自：平 15. 7. 22 至：平 19. 7. 21	月 900,000 円
収入役	自：平 12. 4. 1 至：平 16. 3. 31	月 770,000 円
教育長	自：平 11. 10. 7 至：平 15. 10. 6	月 770,000 円
水道事業管理者	自：平 14. 10. 1 至：平 18. 9. 30	月 770,000 円

淀江町の現況		
職名	任期	報酬
町長	自：平 11. 9. 20 至：平 15. 9. 19	月 770,000 円
助役	自：平 11. 11. 9 至：平 15. 11. 8	月 616,000 円
収入役	自：—— 至：——	——
教育長	自：平 12. 4. 2 至：平 16. 4. 1	月 578,000 円
水道事業管理者	自：—— 至：——	——

職名		報酬
議会の議員	議長	月 615,000 円
	副議長	月 540,000 円
	議員	月 500,000 円
教育委員会の委員	委員長	月 75,200 円
	委員	月 56,800 円
選挙管理委員会の委員	委員長	月 37,200 円
	委員	月 29,700 円
監査委員	代表監査委員	月 82,800 円
	議会選出	月 37,200 円
	識見を有する者	月 75,200 円
農業委員会の委員	会長	月 62,500 円
	会長職務代理者	月 34,300 円
	部会長	月 34,300 円
	部会長職務代理者	月 32,900 円
	委員	月 31,200 円

職名		報酬
議会の議員	議長	月 301,000 円
	副議長	月 224,000 円
	議員	月 209,000 円
教育委員会の委員	委員長	月 41,200 円
	委員長代理	月 32,000 円
	委員	月 26,700 円
選挙管理委員会の委員	委員長	日 5,000 円
	委員	日 4,700 円
監査委員	議会選出	日 7,600 円
	学識経験	日 7,900 円
農業委員会の委員	会長	月 41,200 円
	会長代理	月 32,000 円
	委員	月 26,700 円

提案第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

説明

新設合併より両市町の一般職の職員はすべて失職します。しかし、合併特例法第9条第1項において、「合併協議により新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならない。」と定めてあり、合併協議会では一般職の職員を引継ぐ旨の取り決めることとなります。また、同条第2項において、「新市は職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定めているため、その状況を比較検討し、十分な事前協議を重ね不均衡が生じないよう取り決めるを行う必要があります。




一般職の職員定数の現況 ()内は、条例定数

*協議会資料より抜粋

米子市の現況		淀江町の現況	
市長部局	675 (675)	町長部局	84 (84)
議会事務部局	8 (9)	教育委員会事務部局	17 (17)
教育委員会事務部局	128 (135)	農業委員会事務部局	1 (1)
監査委員事務部局	5 (5)	議会事務部局	1 (1)
選挙管理委員会事務部局	5 (5)		
公平委員会事務部局	1 (1)		
農業委員会事務部局	7 (8)		
固定資産評価審査委員会事務部局	0 (1)		
水道局	114 (115)		
計	943 (954) 人	計	103 (103) 人

米子市、淀江町の紹介

今回は、親しまれているシンボルを紹介します。

米子市	淀江町
 <p>市章 米子市の「米」を図案化したもので、明治33年5月10日から用いられています。</p>	 <p>町章 淀江町の「江」を図案化したもので、昭和40年9月16日から用いられています。</p>
 <p>市の花・つつじ つつじ栽培運動が昭和42年、市の花として選ばれたときが始り。季節になると、市のあちこちに咲き誇ります。</p>	 <p>町の花・つつじ 町合併20周年を記念して制定。花言葉は節制、その魅力は丈夫で、何処でもすくすく育ち、親しみ、愛される花です。</p>
 <p>市の鳥・コハクチョウ 米子水鳥公園開園を記念して平成7年に制定。純白で、清楚な姿、そして豪快な飛翔は米子市民に愛されています。</p>	 <p>町の木・もくせい 町合併25周年を記念して制定。芳香に富む花が咲く常緑樹で、その香りが秋のシンボルとして、誰にも親しまれる木です。</p>

第4回の合併協議会は、10月を予定していますので、日程が決まり次第お知らせします。

米子市・淀江町合併協議会事務局 〒683-8686 米子市中町20番地 米子市役所旧庁舎1階
TEL 0859-35-2751 FAX 0859-35-2753
e-mail gappeikyo@yonago-city.jp URL http://www.yonago-yodoe.jp